名古屋国際日本語学校学則

第１章　総　則

（目的）

第１条　本校は、外国人に対する日本語教育を行い、外国人に対し日本社会及び日本文化への理解を深めさせ、国際社会に寄与できる豊かな人材を育成し、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、名古屋国際日本語学校という。

英文名称は、「NAGOYA INTERNATIONAL SCHOOL OF JAPANESE LANGUAGE」とする。

（位置）

第３条　本校は、愛知県名古屋市昭和区狭間町３番地６に置く。事務室、教務室、図書室は、愛知県名古屋市昭和区狭間町４番地４に置く。

第２章　コース、修業期間、収容定員及び休業日

（コース、修業期間、収容定員等）

第４条　本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	入学期	目標日本語能力	収容定員	クラス数
２年進学コース	２年	４月	B2	１２０名	６クラス
１年９か月進学コース	１年９か月	７月	B2	３８名	２クラス
合　　計				１５８名	８クラス

※目標日本語能力は「日本語教育の参照枠」（令和３年10月12日文化審議会国語分科会）で示された尺度に基づく。

（学年及び学期の始終期）

第５条　本校の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

学期は次のとおりとする。

（１）第１学期（４月～６月）

（２）第２学期（７月～９月）

（３）第３学期（１０月～１２月）

（４）第４学期（１月～３月）

（休業日）

第６条　本校の休業日は、次のとおりとする。

（１）土曜日及び日曜日

（２）国民の祝日に関する法律で規定する休日
（３）学期間休業（年４回、各２週間程度）
（４）８月夏季休業（１０日程度）
２　教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
３　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。
４　第１項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定めることができる。

(授業時数・授業日数・授業の終始時刻)
第７条　授業時数は下記のとおりとする。
（１）　２年進学コース　１５２０時間
（２）　１年９か月進学コース　１３３０時間
２　授業時間は１日４時間、週２０時間とする。
３　一単位時間は４５分とする。
４　本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。
午前クラス　　９時２５分から１２時４５分まで
午後クラス　１３時３０分から１６時５０分まで

区分	時限	授業時間帯
午前クラス	1 限目	09:25～10:10
	2 限目	10:15～11:00
	3 限目	11:10～11:55
	4 限目	12:00～12:45
午後クラス	1 限目	13:30～14:15
	2 限目	14:20～15:05
	3 限目	15:15～16:00
	4 限目	16:05～16:50

第３章　教育課程、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)
第８条　本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、別表１のとおりとする。

(学習の評価、進級及び修了要件)
第９条　学習成果の評価については、各レベルにおいて各科目の達成度を測る試験評価、提出物評価、パフォーマンス評価等を用い、総合的に勘案した上で、4 段階により評価を行うものとする。成績を基準に、次のように評価する。
100～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59～0 点を D とし、C 以上を合格とする。なお、D 判定となった科目に関しては補講を行う。

進級については、科目の評価がＣ以上で進級を許可する。
２　修了要件は以下の（１）～（３）を全て満たすものに修了を認定する。
（１）　コースの修業期間を満了していること
（２）　コース全体の出席率が 80%以上であること
（３）　すべての科目が成績評価Ｃ以上であること

（教職員組織）
第１０条　本校に次の教職員を置く。
（１）校長
（２）副校長
（３）主任教員
（４）教員　　８名以上（うち本務等教員４名以上）
（５）事務を統括する職員
（６）生活指導担当者　　５名以上
（７）事務職員　　２名以上
２　前項のほか、必要な職員を置くことができる。
３　校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
４　副校長は校長を助け、命を受けて校務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

第４章　入学、休学、退学、卒業及び転学

（入学資格）
第１１条　本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
（１）12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者、
もしくは卒業見込みの者
（２）「日本語教育の参照枠」における A1 相当以上の日本語能力を有する者
（1 年 9 か月コースについては A2 相当以上の日本語能力を有する者）
（３）日本語学習の目的が明確かつ妥当であると当校が認める者
（４）在学期間中確実な経費支弁が受けられ、それを証明できる者
（５）当校のアドミッション・ポリシーに合致し、勉学に情熱をもつ者

（入学時期）
第１２条　本校への入学は、年２回とし、その時期は４月及び７月とする。

（入学手続）
第１３条　本校の入学手続は、次のとおりとする。
（１）本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第２０条に定める入学検定料（選考料）を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

（２）前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
（３）本校に入学を許可された者は、指定期日までに第２０条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

（休学及び復学）

第１４条　生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、１４日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

２　休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第１５条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（卒業の認定）

第１６条　本校に所定の期間在学し、かつ、第９条に定める修了要件を満たした者に対し、卒業を認定する。

２　卒業要件は以下の（１）～（３）を全て満たすものに卒業を認定する。

（１）　コースの修業期間を満了していること

（２）　コース全体の出席率が 80%以上であること

（３）　すべての科目が成績評価 C 以上であること

３　校長は前各項の要件を満たし、本校所定の課程を修了した者に対し、卒業証書を授与する。

（転学）

第１７条　学生が他の日本語学校に転学しようとするときは，事由を詳記した転学願を校長に提出し、その許可を得なければならない。地震、台風、感染症のまん延、その他やむを得ない事情により、学生が当該地域での学習継続が困難と認められる場合は、別に定める支援計画に則り、他の日本語教育機関への転学を認めることができる。

第５章　賞罰

（褒賞）

第１８条　校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与え、また推薦をすることができる。

（懲戒処分）

第１９条　生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為があった場合、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

２　懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の 3 種とする。

３　前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な理由なく出席が常でない者
（４）本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
（５）所定の期限までに学費を納入せず、督促を受けてもなお納入しない者
（６）資格外活動許可の範囲を超える就労その他出入国管理及び難民認定法に違反する就労を行ったことが確認された者
（７）長期間所在不明となり、就学継続の意思が確認できない者
（８）その他校長が除籍を相当と認めた者

第６章　生徒納付金

（生徒納付金）
第２０条　本校の生徒納付金と納付時期は、別表２のとおりとする。

（納入）
第２１条　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
２　生徒が休学した場合には、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
３　特別の事由がある場合には、第１項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

（滞納）
第２２条　生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を３か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

（生徒納付金の返還）
第２３条　第２０条及び第２１条の規定に基づき所定の金額を納付した者が、入学の辞退又は退学をする場合における入学金、授業料及び教科書等の返金については、次に定めるとおりとする。
（１）在留資格認定証明書が不交付の場合
　　選考料を除く全納付金を返金する。

（２）在留資格認定証明書交付～入学前に辞退する場合

キャンセル日	査証申請前	査証不交付	査証取得後 来日前	来日後入学前
選考料	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし

入学金	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし
学納金 （授業料、教材費等）	100％返金	100％返金	100％返金	70％返金
事務手数料	20,000 円（税別） ※送金手数料別途	20,000 円（税別） ※送金手数料別途	20,000 円（税別） ※送金手数料別途	20,000 円（税別） ※送金手数料別途
確認事項	入学許可証と在留資格認定証明書の返却	入学許可証の返却と査証不交付の確認	査証未使用の確認と入学許可証の返却	帰国、在留カードの失効確認

（３）入学後に退学する場合

・授業料について

当該学期が既に開始している時は、その学期分の学費は返金しない。学期開始前に退学が決定した場合は、未開始学期分の学費のみ返金する。ただし、課程最終学期の学費については、直前学期に退学をする場合は返金しない。

・諸経費について

年度開始後は既に費用が発生しているため返金しない。

なお、退学理由により、返還手続に際しては、以下の事項の確認を行う。

（ア）日本国内の学校への進学：進学先の「入学許可証」及び「学生証」の提示

（イ）就職、結婚等他の在留資格への変更：在留資格変更後の在留カードの提示

（ウ）本国への帰国：在留期限内の出国確認(パスポートのスタンプページ)と、在留カードの失効確認

・返金方法について

原則、金融機関への振込にて返金する。返金時の銀行振込手数料は本人負担とする。

（４）生徒納付金の返還対象除外事項

（ア）退去強制処分や除籍処分

出入国在留管理庁による退去強制処分や学生本人の責任による在留資格更新不許可処分及び、学校の除籍処分となった学生に対しては返金を行わない。

（イ）転校

他の日本語教育機関に転校した学生に対しては返金を行わない。

（ウ）出席不良者

出席の勧告をしたにも関わらず、改善が見られなく在籍期間中の平均出席率が80％未満である学生、或いは月の出席率が 50％未満を記録し、出入国在留管庁への報告対象となった学生に対しては返金を行わない。

（エ）来日が遅れた学生

未受講分の授業料の返金は行わない。

（５）免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある場合、また戦争、テロなどの人的災害等のやむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金は行わない。

第７章　雑　則

（寄宿舎）

第２４条　寄宿舎は、勉学に資する生活の場を学生に提供する施設とする。

（１）寄宿舎名及び所在地は、ホームページ等で掲載する。

（２）入居の時期は、原則として４月と７月とし、入居希望の学生は、入居の時期の１ヶ月前には、事務に入居申請をしなければならない。

（３）入居期間は、原則として４月入居者は最大２年、７月入居者は最大１年９か月とする。契約期間は１年間（４月～３月※７月入学者の契約期間は入学時１年契約、２年次９か月契約）とし、更新月である３月と６月には、必ず寄宿舎の入居継続もしくは退去の意思を事務に通達することとする。

（４）寄宿料は下記の通りとする。

入室料　５０，０００円

寄宿料　３６，０００円～５０，０００円（月額）※１人で住む場合の金額

２０，０００円～２５，０００円（月額）※２～３人で住む場合の金額

保証金　３０，０００円

入居前に、入室料及び寄宿料６ヶ月分、保証金を支払うものとし、その後は寄宿料３ヶ月分を継続して支払うこととする。

（５）納入した入室料及び寄宿料は、原則返還しない。保証金においては、退去時に返金としているが、光熱費等の滞納や寄宿舎内や備品の破損等があった場合、返金しない。

（６）入居者は、寄宿舎の設備及び備品等を故意又は過失により滅失、破損又は汚染したときは、原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

（健康診断）

第２５条　健康診断は、入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後１年ごとに健康診断を行うこととする。

（その他の規則）

第２６条　本則に定めがない事柄については、法令および『認定日本語教育機関認定基準』、並びにその諸規則と、出入国在留管理庁の通達・通知に従って学校運営を行うものとする。

（改定）

第２７条　本則を改訂する際は、役員が出席する校内会議で決定を行うものとする。

附　則

この学則は、令和９年４月１日から施行する。

教育課程及び授業時数（2年進学コース）

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）	１週あたりの授業時間数	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A１	初級1	よく使われる日常的な表現や基本的な言い回しを理解し、用いることができる。また、自分や他人を紹介できる。住所、人間関係、所有物などの個人的な情報について、質問をしたり、答えたりできる。簡単な表現や文で自分自身のことについて、書くことができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
A２	初級2	ごく基本的な買い物や仕事など、生活面で直接関係がある文や表現について理解できる。簡単で日常的な範囲なら身近な事柄について、単純な記述や、プレゼンテーションができる。自分の背景や体験になどについて、つながりのある文を書くことができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B１	中級1	学校、仕事、娯楽等で普段出合う身近な話題について、共通語で発音もはっきりとしていれば、主要な部分が理解できる。自分の関心事で、なじみのある様々な話題について、簡単に述べることができる。単純な方法で結びつけられた脈絡のある文章を作ることができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B１	中級2	日常生活で普段出合う身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要な部分を理解できる。身近で個人的関心のある事柄、又は日常生活に関連する話題について、個人的な意見を表明したり、情報を交換したりできる。身近で個人的に関心のある話題について、短い別々になっている要素を一つの流れに結び付けた文章を作ることができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B２	中上級1	現代の問題に関する記事やレポートが理解できる。正確に自分の考えや意見を表現できる。自分の経験について、内容を明確に記述し、主張を強化・展開しながら発表ができる。根拠を提示しながら、ある視点について賛成や反対の意見や、いろいろな考えや問題の解決法について、書くことができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B２	中上級2	長い会話や講義の主要な点が理解できる。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテクストを作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。映画、本、音楽など抽象的な文化的話題について、考えを述べることができる。協同作業で、他者への効果的な働きかけができ、作業の進捗に貢献できる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B２	中上級3	その場にふさわしい言葉遣いで、自然にコミュニケーションでき、自分自身が言いたいことを明確に述べることができる。根拠を示して自分の考えをはっきりと説明し、主張・維持できる。いろいろな情報や議論をまとめて評価した上で、自分の関心がある専門分野の多様な話題について明瞭で詳細な文章を書くことができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B２	中上級4	進学を希望する専門分野の議論も含めて、具体的な話題はもちろん、抽象的な話題でも、複雑なテクストの主要な内容が理解できる。熟達した日本語話者と緊張せずに自然なやり取りができる。記述とプレゼンテーションを明確かつ体系的に展開できる。自分が述べたいことを表現する仕方に変化をつけることができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
			合計	24か月・80週	1520時間

教育課程及び授業時数（1年9か月進学コース）

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）	1週あたりの授業時間数	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A２	初級2	ごく基本的な買い物や仕事など、生活面で直接関係がある文や表現について理解できる。簡単で日常的な範囲なら身近な事柄について、単純な記述や、プレゼンテーションができる。自分の背景や体験になどについて、つながりのある文を書くことができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B１	中級1	学校、仕事、娯楽等で普段出合う身近な話題について、共通語で発音もはっきりとしていれば、主要な部分が理解できる。自分の関心事で、なじみのある様々な話題について、簡単に述べることができる。単純な方法で結びつけられた脈絡のある文章を作ることができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B１	中級2	日常生活で普段出合う身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要な部分を理解できる。身近で個人的関心のある事柄、又は日常生活に関連する話題について、個人的な意見を表明したり、情報を交換したりできる。身近で個人的に関心のある話題について、短い別々になっている要素を一つの流れに結び付けた文章を作ることができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B２	中上級1	現代の問題に関する記事やレポートが理解できる。正確に自分の考えや意見を表現できる。自分の経験について、内容を明確に記述し、主張を強化・展開しながら発表ができる。根拠を提示しながら、ある視点について賛成や反対の意見や、いろいろな考えや問題の解決法について、書くことができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B２	中上級2	長い会話や講義の主要な点が理解できる。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテクストを作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。映画、本、音楽など抽象的な文化的話題について、考えを述べることができる。協同作業で、他者への効果的な働きかけができ、作業の進捗に貢献できる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B２	中上級3	その場にふさわしい言葉遣いで、自然にコミュニケーションでき、自分自身が言いたいことを明確に述べることができる。根拠を示して自分の考えをはっきりと説明し、主張・維持できる。いろいろな情報や議論をまとめて評価した上で、自分の関心がある専門分野の多様な話題について明瞭で詳細な文章を書くことができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
B２	中上級4	進学を希望する専門分野の議論も含めて、具体的な話題はもちろん、抽象的な話題でも、複雑なテクストの主要な内容が理解できる。熟達した日本語話者と緊張せずに自然なやり取りができる。記述とプレゼンテーションを明確かつ体系的に展開できる。自分が述べたいことを表現する仕方に変化をつけることができる。	20（単位）時間	3か月・10週	190（単位）時間
			合計	21か月・70週	1330時間

別表２

（１）２年進学コース（4月入学）

区分	入学時	2年次	納入時期
選考料	22,000円 ※	－	出願時に納入
入学金	88,000円	－	在留資格認定書交付時
学費	627,000円	627,000円	（入学時）在留資格認定書交付時 （２年次）翌年３月末まで
施設費	5,000円	5,000円	
教材費	21,500円	12,000円	
課外活動費	15,000円	15,000円	
保険料	8,000円	8,000円	
健康管理費	5,000円	5,000円	
合計	791,500円	672,000円	

（２）１年９か月進学コース（7月入学）

区分	入学時	2年次	納入時期
選考料	22,000円 ※	－	出願時に納入
入学金	88,000円	－	在留資格認定書交付時
学費	627,000円	470,250円	（入学時）在留資格認定書交付時 （２年次）翌年６月末まで
施設費	5,000円	4,000円	
教材費	19,900円	12,000円	
課外活動費	15,000円	15,000円	
保険料	8,000円	7,000円	
健康管理費	5,000円	5,000円	
合計	789,900円	513,250円	

※ 不交付歴有の再申請や元技能実習生の方は 44,000 円